

理事及び監事の報酬総額

定款第二一条により、理事及び監事の報酬総額は、評議員の承認を得て決めるものとする。

(報酬総額)

理事及び監事に対して、下記に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

1, 理事の報酬等の額

この法人の常勤理事の報酬総額は、年間 2,640,000 円以内とする。非常勤理事及び施設職員を兼務し職員給与が支給されている理事については、無報酬とする。

2, 監事の報酬等の額

この法人の全監事の報酬は、無報酬とする。

(常勤理事の報酬等の額の算定方法)

役員報酬規程に基づき以下の通り算定する。

月額 220,000 円×12 か月×常勤理事 1 名=2,640,000 円